



山形県公報

平成19年8月31日(金)
第1871号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則.....(出納局)...1185

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...1186
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...同
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....(同)...同
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出.....(同)...1187
- 生活保護法による指定施術機関の指定.....(同)...同
- 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)...同
- 基本測量の実施の通知.....(管理課)...1188
- 道路の区域の変更.....(村山総合支庁北村山建設総務課)...同
- 県道の供用の開始.....(最上総合支庁建設総務課)...同
- 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同
- 県道の供用の開始.....(同)...1189
- 洪水予報を行う河川の指定.....(河川砂防課)...同
- 県証紙売りさばき人の指定.....(出納局)...同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(同)...1190

### 公 告

技能検定員審査及び教習指導員審査の実施.....(公安委員会)...同

### 正 誤

## 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第87号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第114条中「(様式第96号)」を削る。

別記中 「様式第94号及び様式第95号 削除  
様式第96号 主要な施策の成果報告書」を「様式第94号から様式第96号まで 削除」に

改める。

別記様式第94号から別記様式第96号までを次のように改める。

様式第94号から様式第96号まで 削除

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第825号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地       | 指定年月日      |
|--------------|------------------|------------|
| まつき整形外科クリニック | 村山市楯岡新町三丁目34番27号 | 平成19. 4. 1 |
| あんじょう歯科医院    | 東根市中央二丁目8番16号    | 同 8. 8     |

## 山形県告示第826号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称           | 指定医療機関の所在地       | 廃止年月日       |
|---------------------|------------------|-------------|
| まつき整形外科クリニック        | 村山市楯岡新町三丁目34番27号 | 平成19. 3. 31 |
| 土屋薬局                | 天童市大字天童中一丁目3番7号  | 同 5. 31     |
| ア - チ 調 剤 薬 局       | 鶴岡市上畑町5番73号      | 同 7. 31     |
| ア - チ 調 剤 薬 局 泉 町 店 | 同 泉町8番70号        | 同           |
| ア - チ 調 剤 薬 局 酒 田 店 | 酒田市本町三丁目6番35号    | 同           |

## 山形県告示第827号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成19年8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地   | 休止年月日      |
|-----------|--------------|------------|
| 上野内科医院    | 鶴岡市本町二丁目3番7号 | 平成19. 6. 1 |

## 山形県告示第828号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成19年8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地    | 再開年月日     |
|----------------|---------------|-----------|
| 米沢ファミリー歯科・矯正歯科 | 米沢市本町三丁目1番43号 | 平成19.6.15 |

## 山形県告示第829号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(第55条において準用する同法第49条)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成19年8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定施術機関の名称      | 開設者  | 指定施術機関の住所      | 指定年月日    |
|----------------|------|----------------|----------|
| 創健会 山川整骨医院城西分院 | 山川昭寛 | 山形市城西町二丁目1番20号 | 平成19.7.1 |

## 山形県告示第830号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称           | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地   | 指定年月日     |
|---------------------|----------------------------------|--------------|-----------|
| 指定短期入所生活介護事業所 ながまち荘 | 介護予防短期入所生活介護                     | 山形市長町751番地   | 平成19.7.27 |
| 指定通所介護事業所 ながまち荘     | 介護予防通所介護                         | 同            | 同         |
| 指定訪問介護事業所 ながまち荘     | 介護予防訪問介護                         | 同            | 同         |
| グループホーム まいづる        | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 酒田市麓字横道10番地8 | 同 8.1     |

## 山形県告示第831号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日    |
|------------------------------|--------------------------------------|----------------|----------|
| 有限会社三友医療<br>米沢市花沢町932番地の4    | さんゆうすずらん障害者居宅介護事業所<br>米沢市万世町桑山2194番地 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成19.8.1 |

|                                          |                                         |        |   |
|------------------------------------------|-----------------------------------------|--------|---|
| 社会福祉法人山形県手をつなぐ<br>育成会<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | 万世通勤寮障害者共同生活援助セ<br>ンター<br>米沢市万世町梓山134番地 | 共同生活援助 | 同 |
|------------------------------------------|-----------------------------------------|--------|---|

## 山形県告示第832号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年 8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県内市町村全域
- 2 基本測量を実施する期間  
平成19年 9月3日から平成21年 3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）

## 山形県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成19年 8月31日から同年 9月13日まで縦覧に供する。

平成19年 8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 新庄長沢尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長           |
|--------------------------------------|------|------------------|---------------|
| 尾花沢市大字荻袋1313 - 55から<br>同 1313 - 43まで | 旧    | 8.4メートル<br>15.0  | メートル<br>237.0 |
| 同 上                                  | 新    | 11.0メートル<br>15.0 | 同 上           |

## 山形県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年 9月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成19年 8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 主要地方道新庄停車場線
- 2 供用開始の区間 新庄市沖の町2631番1から  
同 大町64番3まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 9月1日

## 山形県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年 8月31日から同年 9月14日まで縦覧に供する。

平成19年 8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 立川羽黒山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                            | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長       |
|------------------------------|---|------|-----------------------|----------|
| 庄内町科沢字西山177番1から<br>同 179番1まで |   | 旧    | 60.7メートル<br>と<br>50.3 | 56.2メートル |
| 同                            | 上 | 新    | 72.8メートル<br>と<br>50.3 | 同上       |

## 山形県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年8月31日から同年9月14日まで縦覧に供する。

平成19年8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 立川羽黒山線
- 2 供用開始の区間 庄内町科沢字西山177番1から  
同 179番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年8月31日

## 山形県告示第837号

水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定する。

平成19年8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 洪水予報を行う河川

| 水系名 | 河川名   | 区 間                    |                           |
|-----|-------|------------------------|---------------------------|
|     |       | 上 流 端                  | 下 流 端                     |
| 最上川 | 最上小国川 | 左岸<br>最上郡最上町大字富沢 保京橋から | 左岸<br>最上郡舟形町大字富田字富田 富長橋まで |
|     |       | 右岸<br>最上郡最上町大字富沢 保京橋から | 右岸<br>最上郡舟形町大字長者原 富長橋まで   |

- 2 指定年月日

平成19年8月31日

## 山形県告示第838号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成19年8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名               | 所 在 地         | 売りさばき所の所在地   | 指 定 年 月 日  |
|-------------------------|---------------|--------------|------------|
| 有限会社ヨシムラ<br>代表取締役 芳村安寿子 | 米沢市大字竹井1057番地 | 米沢市大字川井219番地 | 平成19. 8.23 |

山形県告示第839号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 8月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中 「

|           |               |     |
|-----------|---------------|-----|
| " 西友仙台泉支店 | " " 高玉町 9 番 2 | " " |
|-----------|---------------|-----|

」を

「

|            |                |     |
|------------|----------------|-----|
| " 西友仙台泉支店  | " " 高玉町 9 番 2  | " " |
| " ジャスコ石巻支店 | 石巻市蛇田字新金沼170番地 | " " |

」に改める。

附 則

この規程は、平成19年 9月 1日から施行する。

公 告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成19年 8月31日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 中 山 眞 一

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査(大型)
- イ 技能検定員審査(中型)
- ウ 技能検定員審査(普通)
- エ 技能検定員審査(大特)
- オ 技能検定員審査(大白二)
- カ 技能検定員審査(普自二)
- キ 技能検定員審査(牽引)
- ク 技能検定員審査(大型二種)
- ケ 技能検定員審査(中型二種)
- コ 技能検定員審査(普通二種)

(2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査(大型)
- イ 教習指導員審査(中型)
- ウ 教習指導員審査(普通)
- エ 教習指導員審査(大特)
- オ 教習指導員審査(大白二)
- カ 教習指導員審査(普自二)
- キ 教習指導員審査(牽引)
- ク 教習指導員審査(大型二種)
- ケ 教習指導員審査(中型二種)
- コ 教習指導員審査(普通二種)

2 審査の期日及び場所

(1) 期 日

平成19年10月 1日(月)から同月 5日(金)までの日の午前 8時30分から午後 5時15分まで

## (2) 場 所

天童市大字高楯1300番地 山形県総合交通安全センター

## 3 審査の申請手続

## (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程(昭和53年 6月県公安委員会告示第15号)第 5条第 1項に規定する書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)に提出すること。

## (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成19年 9月10日(月)から同年 9月14日(金)までの日の午前 8時30分から午後 5時15分まで

## 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例(平成12年 3月県条例第 8号)第 2条第 2項第 8号及び第10号に規定する額とする。

## 5 その他

詳細については、運転免許課(電話023 - 655 - 2150)に問い合わせること。

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤               | 正               |
|------------|------------|-----|---|-----------------|-----------------|
| 平成19. 4. 1 | 号外(28)     | 1   | 5 | 山形県病院事業管理規程第 9号 | 山形県病院事業管理規程第10号 |

平成19年 8 月31日印刷  
平成19年 8 月31日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056